

令和8年4月24日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官
関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	高橋 尚人
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和7年9月16日に、東京都小笠原村において当該事業者の使用船舶が他船に衝突する事故が発生した。これを受けて、令和7年11月21日及び令和8年1月20日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、基準航路未遵守など、安全管理規程に定める事項が遵守されていないことが確認された。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年5月22日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の10第1項に基づき、航路を変更しようとするときは、届出を提出すること。 ② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 経営トップは、安全管理規程第6条に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内に周知すること。 ④ 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し、実施すること。 ⑤ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑦ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成する場合は航路の安全性を検討すること。 ⑧ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録すること。 ⑨ 安全管理規程第31条及び運航基準第7条に基づき、基準

	<p>経路を遵守すること。</p> <p>⑩ 安全統括管理者等は安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、運航前のアルコール検査の実施を徹底すること。</p> <p>⑪ 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、運航管理補助者、乗組員等の輸送の安全を確保するための要員に対する安全管理規程、関係法令についての安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑫ 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</p>
(6) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分等により付された違反点数 22点 (うち輸送の安全に関する違反点数 21点) 当該事業者の累計点数：一般不定期航路事業 22点</p>

令和8年4月24日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官
関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社小笠原エコツーリズムリゾート
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和7年11月21日及び令和8年1月19日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、基準航路未遵守など、安全管理規程に定める事項が遵守されていないことが確認された。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和8年5月22日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の10第1項に基づき、航路を変更しようとするときは、届出を提出すること。② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。⑤ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成する場合は航路の安全性を検討すること。⑥ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第26条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録すること。⑦ 安全管理規程第28条及び運航基準第7条に基づき、基準経路を遵守すること。

	<p>⑧ 船長は、安全管理規程第36条に基づき、船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録すること。</p> <p>⑨ 船長は、安全管理規程第39条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに本社の運航管理補助者及び海上保安官署等に連絡すること。</p> <p>⑩ 運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、運航管理補助者、乗組員等の輸送の安全を確保するための要員に対する安全管理規程、関係法令についての安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑪ 運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</p>
<p>(6) 違反点数付与状況</p>	<p>当該行政処分等により付された違反点数 25点 (うち輸送の安全に関する違反点数 24点) 当該事業者の累計点数：一般不定期航路事業 25点</p>